

第 7 6 期 中 間 決 算 公 告

平成 18 年 12 月 26 日

沖縄県那覇市久茂地 3 丁目 10 番 1 号
株 式 会 社 沖 縄 銀 行
取 締 役 頭 取 安 里 昌 利

中間貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現 金 預 け 金	28,926	預 金	1,184,253
コ ー ル ロ ー ン	35,330	借 用 金	900
買 入 金 銭 債 権	183	外 国 為 替	72
有 価 証 券	261,000	信 託 勘 定 借	9,347
貸 出 金	965,687	そ の 他 負 債	7,668
外 国 為 替	2,272	賞 与 引 当 金	553
そ の 他 資 産	5,373	退 職 給 付 引 当 金	6,124
有 形 固 定 資 産	16,210	信 託 元 本 補 填 引 当 金	457
無 形 固 定 資 産	1,304	関 係 会 社 支 援 損 失 引 当 金	2,098
繰 延 税 金 資 産	2,476	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,698
支 払 承 諾 見 返	14,371	支 払 承 諾	14,371
貸 倒 引 当 金	△ 10,570	負 債 の 部 合 計	1,227,544
		（純資産の部）	
		資 本 金	22,725
		資 本 剰 余 金	17,623
		資 本 準 備 金	17,623
		そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	46,449
		利 益 準 備 金	9,535
		そ の 他 利 益 剰 余 金	36,914
		別 途 積 立 金	33,099
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,815
		自 己 株 式	△ 293
		株 主 資 本 合 計	86,505
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,688
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 144
		土 地 再 評 価 差 額 金	970
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8,515
		純 資 産 の 部 合 計	95,020
資 産 の 部 合 計	1,322,564	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,322,564

貸出金のうち金融機関貸付金 518 百万円

借入金のうち金融機関借入金 900 百万円

1. 中間貸借対照表の注記

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
動 産	2年～20年

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

6. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,833百万円であります。

8. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

10. 信託元本補填引当金は、元本補填契約を行っている信託の受託財産に対し、信託勘定における貸出金の回収不能見込額を基礎として、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

11. 関係会社支援損失引当金は、当行の連結子会社に対する経営再建支援が決定したことに伴い、当該子会社への支援損失の発生に備えるため、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準

適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は216百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益はありません。

14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
16. 関係会社の株式総額 203 百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 16,611 百万円
18. 有形固定資産の圧縮記帳額 243 百万円
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,306百万円、延滞債権額は21,172百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は333百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,154百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は36,966百万円であります。
なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,855百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	79,607 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,108 百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、有価証券32,515百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は1,111百万円であります。
25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税価格に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出

26. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

27. 1株当たりの純資産額 4,381円01銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は6円64銭減少しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差額 (百万円)
地 方 債	7,089	7,172	82
社 債	13,111	13,142	31
そ の 他	7,988	7,962	△25
外 国 債 券	7,988	7,962	△25
合 計	28,189	28,277	88

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	21,189	35,195	14,006
債 券	178,283	176,338	△1,944
国 債	158,160	156,272	△1,887
地 方 債	2,999	2,989	△9
社 債	17,124	17,076	△47
そ の 他	17,491	17,922	431
外 国 債 券	4,149	4,170	21
その他の有価証券	13,341	13,751	409
合 計	216,964	229,457	12,492

なお、上記の評価差額から繰延税金負債4,803百万円を差し引いた額7,688百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

29. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 私募事業債	1,650
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	203
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,500

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、98,232百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが59,600百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	3,011 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	2,437
貸出金償却損金算入限度超過額	1,535
減価償却費損金算入限度超過額	487
信託元本補填引当金損金算入限度超過額	182
その他	1,838
繰延税金資産小計	9,493
評価性引当額	△2,307
繰延ヘッジ繰延税金資産	95
繰延税金資産合計	7,280
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,803
繰延税金負債合計	△4,803
繰延税金資産の純額	2,476

32. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
なお、当中間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は95,164百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 「その他資産」に含めて表示していた繰延ヘッジ損失及び「その他負債」に含めて表示していた繰延ヘッジ利益は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分表示しております。
- (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

33. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 12.04%

中間損益計算書〔平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		20,483
資金運用収益	15,219	
(うち貸出金利息)	(12,251)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,031)	
信託報酬	333	
役務取引等収益	2,228	
その他業務収益	278	
その他経常収益	2,423	
経 常 費 用		14,424
資金調達費用	1,710	
(うち預金利息)	(1,435)	
役務取引等費用	1,047	
その他業務費用	1,974	
営業経費	8,931	
その他経常費用	760	
経 常 利 益		6,059
特 別 利 益		2,660
特 別 損 失		2,142
税引前中間純利益		6,577
法人税、住民税及び事業税		3,162
法人税等調整額		336
中 間 純 利 益		3,077

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益 141円89銭

3. 「その他経常収益」には、株式等売却益2,298百万円を含んでおります。

4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額374百万円、貸出金償却203百万円及び株式等償却124百万円を含んでおります。

5. 特別利益には、貸倒引当金戻入益2,315百万円を含んでおります。

6. 特別損失には、関係会社支援損失引当金繰入額2,098百万円を含んでおります。

信託財産残高表 (平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	21,121	金 銭 信 託	30,492
そ の 他 債 権	23		
銀 行 勘 定 貸	9,347		
合 計	30,492	合 計	30,492

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産 一百万円
3. 貸出金のうち、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は491百万円であります。
4. 貸出金のうち、破綻先債権額は12百万円、延滞債権額は1,647百万円、3か月以上延滞債権額は1百万円、貸出条件緩和債権額は319百万円であります。また、これらの債権額の合計額は1,980百万円であります。

(付表)元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりです。

合同運用指定金銭信託

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	21,121	元 本	30,416
そ の 他	9,370	債 権 償 却 準 備 金	51
		そ の 他	24
計	30,492	計	30,492

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 23 社
- 株式会社おきぎん環境サービス
 - おきぎんビジネスサービス株式会社
 - おきぎん総合管理株式会社
 - 株式会社おきぎん経済研究所
 - 株式会社おきぎんエス・ピー・オー
 - おきぎん保証株式会社
 - 株式会社おきぎんジェーシービー
 - 株式会社おきぎんリース
 - その他（匿名組合 15 社）

当中間連結会計期間より、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 20 号平成 18 年 9 月 8 日）を適用しております。

この結果、新たに匿名組合 15 社を連結子会社としております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当事項ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当事項ありません
- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当事項ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9 月末日 23 社

中間連結貸借対照表 (平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	30,304	預 金	1,178,200
コールローン及び買入手形	35,330	借 用 金	13,664
買入金銭債権	183	外 国 為 替	72
有 価 証 券	261,222	信 託 勘 定 借	9,347
貸 出 金	948,684	そ の 他 負 債	14,739
外 国 為 替	2,272	賞 与 引 当 金	692
そ の 他 資 産	18,197	退 職 給 付 引 当 金	6,237
有形固定資産	36,253	信託元本補填引当金	457
無形固定資産	2,849	再評価に係る繰延税金負債	1,698
繰延税金資産	3,930	支 払 承 諾	14,371
支払承諾見返	14,371	負債の部合計	1,239,480
貸倒引当金	△ 15,339	(純資産の部)	
		資 本 金	22,725
		資 本 剰 余 金	17,623
		利 益 剰 余 金	47,130
		自 己 株 式	△ 305
		株 主 資 本 合 計	87,173
		その他有価証券評価差額金	7,691
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 144
		土 地 再 評 価 差 額 金	970
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8,517
		少 数 株 主 持 分	3,088
		純資産の部合計	98,780
資産の部合計	1,338,260	負債及び純資産の部合計	1,338,260

中間連結貸借対照表の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産については、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15年～50年

動産：2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
7. リース資産については、リース契約期間に基づくリース期間定額法により償却しております。
8. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,727百万円であります。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

12. 信託元本補填引当金は、元本補填契約を行っている信託の受託財産に対し、信託勘定における貸出金の回収不能見込額を基礎として、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

13. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は216百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益（同前）はありません。

15. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

17. 有形固定資産の減価償却累計額 48,752百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額 243百万円

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,367百万円、延滞債権額は22,355百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は333百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,154百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利

息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は38,210百万円であります。

なお、上記19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,855百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 79,607百万円

その他資産 3,180百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,108百万円

借入金 11,037百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として有価証券32,515百万円、連結子会社の借入金の担保として未経過リース契約債権11,125百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,112百万円であります。

25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税価格に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金900百万円が含まれております。

27. 1株当たりの純資産額 4,412円92銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は6円64銭減少しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
地 方 債	7,089百万円	7,172百万円	82百万円
社 債	13,111	13,142	31
そ の 他	7,988	7,962	△25
外 国 債 券	7,988	7,962	△25
合 計	28,189	28,277	88

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	中間連結貸借対照表 計上額	評価差額
株 式	21,200百万円	35,230百万円	14,029百万円
債 券	178,293	176,348	△1,945
国 債	158,170	156,282	△1,887
地 方 債	2,999	2,989	△9
社 債	17,124	17,076	△47
そ の 他	17,504	17,936	431
外 国 債 券	4,149	4,170	21
その他の有価証券	13,354	13,765	410
合 計	216,999	229,515	12,516

なお、上記の評価差額から繰延税金負債4,810百万円を差し引いた額7,705百万円のうち少数株主持分相当額13百万円を控除した額7,691百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

29. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
私募事業債	1,650百万円
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,868百万円

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、130,917百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが59,600百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は95,835百万円であります。

(2)「その他資産」に含めて表示していた繰延ヘッジ損失及び「その他負債」に含めて表示していた繰延ヘッジ利益は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(6)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

32. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 12.33%

中間連結損益計算書 平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	28,028
資金運用収益	15,751
(うち貸出金利息)	(12,781)
(うち有価証券利息配当金)	(2,033)
信託報酬	333
役務取引等収益	2,219
その他の業務収益	7,183
その他の経常収益	2,540
経常費用	21,306
資金調達費用	1,828
(うち預金利息)	(1,435)
役務取引等費用	700
その他の業務費用	7,876
その他の経常費用	9,440
その他	1,460
経常利益	6,721
特別利益	433
特別損失	44
税引前中間純利益	7,110
法人税、住民税及び事業税	3,463
法人税等調整額	538
少数株主利益	188
中間純利益	2,919

中間連結損益計算書の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 134円65銭
3. その他経常収益には、株式等売却益2,298百万円を含んでおります。
4. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額791百万円、貸出金償却402百万円及び株式等償却118百万円を含んでおります。
5. 特別利益には、償却債権取立益265百万円及び信託元本補填引当金戻入益167百万円を含んでおります。